

①件名	石巻市子どもセンターの指定管理者の指定について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 石巻市子どもセンターは、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンにより東日本大震災の復興支援として、サントリーホールディングス(株)等の出資協力で建設された。建物の企画・デザインには、子どもまちづくりクラブを中心とした子どもたちの意見が反映され、建設後は石巻市に譲渡された。現在は市の直営となっている。</p> <p>【目的】 民間事業者の創意工夫による運営により、より専門的で柔軟かつ効果的な運営を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第321号） 石巻市子どもセンター条例（平成25年条例第38号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成25年9月 石巻市子どもセンター条例制定（指定管理者に関する規定を含む。） 平成26年1月 石巻市子どもセンター開館 平成29年6月 第1回指定管理者選定委員会の開催 7月 指定管理者募集要項の告示、現地説明会の開催 8月 申請締切（1グループから申請） 9月 第2回指定管理者選定委員会の開催 候補者の選定</p> <p>・選定委員の構成 学識経験者2名、有識者1名、児童福祉行政に関わる者2名、 子ども・子育て支援に関わる者1名 計6名</p> <p>※選定の際に子ども委員を設け、第2回選定委員会の際に利用者の代表として参考意見を聴取した。（構成：小学生1名、中学生4名、高校生1名 計6名）</p>

⑤主な内容	
1	施設概要 名称：石巻市子どもセンター 愛称：らいつ 所在地：石巻市立町一丁目6番1号 施設規模：木・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建 敷地面積 557.09㎡ 延床面積 496.63㎡ 施設機能：事務室、ギャラリー、スポーツ室等
2	指定する法人または団体、及び選定方法 選定候補者 いしのまき子どもセンターコンソーシアム 代表団体 特定非営利活動法人ベビースマイル石巻 代表理事 荒木 裕美 石巻市向陽町二丁目4番7号 構成団体 特定非営利活動法人子どもにやさしいまちづくり 代表理事 吉川 恭平 石巻市中央三丁目5番22-217号 選定方法 公募型プロポーザル方式
3	指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
4	運営形態 開館時間 午前9時30分から午後7時まで 休館日 第1・第3木曜日。国民の祝日に関する法律に規定する休日。 12月29日から翌年1月3日まで。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 民間が運営を行うことにより、子育て支援事業経験の強みを生かし、運営をより効果的に実施することが期待され、子どもセンター利用者の利便性の向上が図られる。 また、専門性の高い職員を継続して雇用することができるようになり、柔軟かつ迅速に事業を組むこと等が可能になる。	
【市財政への負担】 平成30年度指定管理料 30,000千円（見込） 事業規模及び職員等の配置に応じ、市と協議の上決定する。 ※財源は、子ども子育て支援交付金（連携型）2,168千円 債務負担行為 平成34年度までの協定書に基づく指定管理料	
⑦他の自治体の政策との比較検討	
仙台市や多賀城市をはじめ、県内外の多くの児童館において指定管理者制度を導入している。	
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
平成29年12月	市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算について提案
平成30年 2月	指定管理者に係る基本協定締結
4月	指定管理者に係る年度協定締結、指定管理者による管理・運営開始
⑨その他	